

2026年度の主催者賠償責任保険の募集について

当保険は、イベント・行事・レクリエーションを開催する主催者のための賠償責任保険です。登山学校・ハイキングセミナー・公開ハイキング・市民ハイキング等において、万が一事故が発生し、主催者が行事参加者等に対して法律上の損害賠償責任を補償します。

開催後に参加者数の報告が必要になりますので、ご注意ください。

※主な変更点について

※保険料は労山基金にて精算するため、地方連盟・会・クラブの負担はありません。

※2023年度より、地方連盟に加えて会・クラブも申し込みできるようになりました。

<変更点>

2025年に「アイゼン・ピッケルを使用した登はんを除く、登山に関する講習イベント」を補償の対象に変更しました。

そして2026年度から「アイゼン・ピッケル・クライミング等を利用するなど特殊な技術と経験を要する危険な登山」と変更になりました。このことにより危険な登山だけに限定されたことは、従来あいまいな箇所が明記されたことにより曖昧さがなくなりました。なお、「登山に関する講習イベント」は、交付の対象です。

<募集内容>

■保険有効期間：2026年5月1日午後4時から2027年5月1日午後4時まで

■申込受付期間：2026年3月23日（月）～4月23日（木）まで

■申込・報告方法：

1. 上記の申込書に、保険期間内に開催する「行事等の名称」、「参加見込者数」、「申込日」を記入する。

※参加見込み者数は1日単位で算出する。（例：2日間の行事の参加者はAさんのみであった場合、参加者数は2名）

2. 申込書をメールに添付し、下記2件のアドレスへ同時送信する。

①保険代理店：a.amata@a-gent.co.jp（株・エージェント・インシュアランス・グループ大阪支店・尼田旭）

②労山基金：kikin@jwaf.jp

※メール件名を「労山主催者賠償責任保険の申込み」とし、
「地方連盟および会・クラブ名」を記載する。

※メール本文に

地方連盟が申し込む場合は、地方連盟の名称と、理事長名（代表者名）、
会・クラブが申し込む場合は、会・クラブ名と代表者名、を記載する。

※行事の**実施要項**がある場合は、申込時に添付する。

3. 各連盟・会・クラブの代表者は、**毎月末日までに、前月 1 カ月間で開催した行事の参加者数を報告する。**

開催していない場合は、その旨を報告する。※送付先は、申込先と同じアドレス（保険代理店&労山基金の2アドレス）

【お詫び】2026 年度の主催者賠償責任保険の募集についてご案内が遅れましたことをお詫び申し上げます。